

2025年4月11日

「米国関税対応特別融資」の取扱開始

株式会社熊本銀行（取締役頭取 坂本 俊宏）は、米国の追加関税措置等により影響を受ける事業者の皆さまを対象として、4月14日（月）より「米国関税対応特別融資」の取扱いを開始しますのでお知らせします。

引き続き熊本銀行は米国の動向等を注視するとともに、事業者の皆さまの事業継続のご支援に努めてまいります。

記

■「米国関税対応特別融資」概要

（1）対象となるお客さま

米国の追加関税措置等により、直接・間接的に影響を受ける法人事業者および個人事業主

（2）取扱店

熊本銀行すべての本支店

（3）取扱開始日

2025年4月14日（月）

（4）融資条件

お使いみち	米国の追加関税措置等の影響を受け必要となる、運転資金および設備資金
融資金額	1億円以内
融資期間	運転資金10年以内（据置期間1年以内） 設備資金10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	熊本銀行所定の利率

※ お申込みにあたっては熊本銀行所定の審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

以上

《 本件に関するお問い合わせ先 》
（株）熊本銀行 営業推進部 担当：信國・阿南
TEL：096 - 385 - 1394